

八雲町自治基本 条例第14条の規定に基づき、 町民皆様から 広く意見を 公募します

【共通事項】

1. 提出できる方
 - (1) 町内に住所を有する方
 - (2) 住所を有していない方も、町内の事業所で働いている方、または学んでいる方
 - (3) 町内で活動する法人、団体
 - (4) 町内に住所を有していないなくても、八雲町から障害福祉サービスの支給決定を受けている方（八雲町移動支援事業実施要綱改正（案）のみ）
2. 留意事項

※年齢制限はありません。

意見の提出にあたっては、書面に必ず住所、氏名、（法人、その他団体の場合は、名称および代表者名）、電話番号を記載願います。記載がない場合は取り扱いきません。また、「1」（2）に該当する方は事業所名または学校等の名称を記載願います。

個人情報、本件の内部管理にのみ使用します。意見提出および検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

八雲町移動支援事業実施 要綱の改正（案）について

1. 改正の趣旨

- 外出や移動が困難な障がい者に対してヘルパーが付き添い、介助を行う「移動支援事業」は、既に八雲町移動支援事業実施要綱として制度化し、運用していますが、主に次の2点を改善することを主旨としてこの要綱を改正しようとするものです。
- ①通学や通所に利用できないこと
 - ②対象者に偏りがあること
- 2月6日（月）～

3. 資料の入手方法

- 3月6日（月）
- ①次の場所への備え付け
 - ・八雲町役場住民生活課
 - ・保健福祉課
 - ②熊石総合支所住民サービス課
 - ③落部支所
 - ④町ホームページからのダウンロード

<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chousei/content/0367.html>

4. 提出方法

- ①書面の持参
(3—①備え付け場所と同様)
- ②郵送
〒049-3117
栄町13番地1（シルバープラザ内）保健福祉課 宛
- ③ファックス
- ④電子メール
hoken@town.yakumo.lg.jp

※電話での申し込みは受け付けていません。

【提出・問い合わせ先】

保健福祉課障がい者福祉係
（シルバープラザ内）
☎0137-64-2111
☎0137-63-4411

八雲町森林整備計画変更 設計画書（案）について

1. 策定の趣旨

市町村森林整備計画は、都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林を有する市町村において、5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定めている

るものです。

八雲町では、道が定めた平成27年度を計画始期とする10年間の森林整備の方針をまとめた八雲町森林整備計画を定めています。

道が定める渡島檜山地域森林計画が変更されたため、当該計画に適合するように八雲町森林整備計画を変更するものです。

2. 意見の募集期間

2月3日（金）～

3. 資料の入手方法

- ①次の場所への備え付け
 - ・八雲町役場農林課
 - ・熊石総合支所産業課
 - ・落部支所
- ②町ホームページからのダウンロード

ダウンロード

<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chousei/content/0367.html>

4. 提出方法

- ①書面の持参
(3—①備え付け場所と同様)
- ②郵送
〒049-3192
八雲町住初町138番地
八雲町役場農林課林業係宛
- ③ファックス
- ④電子メール
norin@town.yakumo.lg.jp

※電話での申し込みは受け付けていません。

【提出・問い合わせ先】

農林課林業係
☎0137-62-2203
☎0137-62-2149

平成29・30年度

建設工事等に係る 入札参加資格申請の 受付について

平成29年度および30年度に八雲町が発注する建設工事等の入札に参加する方に必要な「資格審査申請書」を次の日程で受け付けます。

【受付期間】

2月1日（水）～28日（火）
午前9時～午後5時
（ただし、土・日・祝日を除く）

【申請に必要な書類】

町のホームページで確認してください。

【受付・問い合わせ先】

建設課管理係
☎0137-62-2115